

小右記訓読稿 第五編（三）

に異論がない限り、その推定に従つた。

一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにはぼ仮名書きに改めた。

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 大森 芳江

蓮井 宣昭

惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||そ
の 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもご
も 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばら
くして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||や
や久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||
なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささ
か 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり 噴
呼||ああ 宛||あたかも

凡 例

一本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。

一 小見出しへ、「」を付して示した。
一 割り注は、「」を付して示した。
一 人名の傍注は、（）を付して示した。
一 年月等を補う時は、「」を付して示した。
一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□：□（二字以上）のような形で示し

た。

読ノコトアリ』。

判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

寛弘九年 秋 長和元

〔左府の所勞大般若讀經を祈り修するの事〕

興福寺の僧綱已下十五口を以つて、寢殿に於いて不斷の大般若讀經を修す⁽²⁾。遙かに三十講の所より、諸卿見遣るに、行香無し。

彼の讀經發願の後、相府三十講の堂前の座に出で着きて、談ぜられて云ふ、「所勞漸く以つて平復す。而るを時々心神宜しからず。

久居ははなはだ苦しく、股の肉削るが如し。腕は然らず」といへり。顏色を曇るに、一日より頗る肥ゆ。大嘗会の拔穂使⁽³⁾・大祓・参河神服・阿波鹿妙御服⁽⁴⁾等の事を申し合はすに、快く報答有

り。今に至つては退辞せらるるの心無きに似る。雑事言談の間、大雨雷鳴。しばらくして雨止み天霽る。講説・論義諷誦有り。講

師は律師実誓、問は律師懷壽。諷誦の後、相府簾の中に入り、卿相行香す。次いで雲上の侍臣及び諸大夫祿へ祿の絹紙に裏み文を加ふ。米文の若きかを取り、申の終りの剋退出す。

相共に左府（藤原道長）に参る。三十講の結願に依る。卿相堂

〔大嘗会の拔穂の事並びに服鹿妙御服等の事〕

前の座に着くに、相府右宰相中将（藤原兼隆）を以つて示されて云ふ、「今朝いささか所見有るも、其の後記^(ママ)心地宜しからず、早に謁すること能はざるも、相扶けて対面を給ふべし」といへり。今日勧学院、^ス脱アラン。『小記目録』ニ勧学院大般若經転

先に申し了んぬ。

「明ならず」といへり。予答へて云ふ、「上達部供奉すべきの由、戒め催し有り、何ぞ況んや侍従をや」と。敦頼朝臣承諾す。

〔阿闍梨真円並びに同心誉等の弟子鬪戦の事〕

阿闍梨真円・阿闍梨心誉の弟子の童子⁽⁵⁾等、昨日鬪戦す。真円の弟子の戒尊、心誉の弟子の童子の為に殺害せられ了んぬ。件の戒尊は学聖又真言を習ふ者と云々。又心誉の弟子矢に中りて死去すと云々。真円・心誉は一乗寺の大僧都故穆算の弟子なり。一室親昵の人なりと云々。左府別当（藤原懷平）に示し、使の官人を事の発する所に遣り、日記せしむ⁽⁶⁾。心誉の申すに依る。而るを戒尊殺害せらるるの事を注し、心誉の弟子の事を記さず。仍つて相府の氣色不快⁽⁷⁾。件の日記別當に返し授く。堂前に於いて見る所なり。今日参入の卿相、大納言齊信、中納言俊賢・行成・（藤原）時光・忠輔、参議懷平・兼隆・正光・（源）経房・（藤原）実成・（藤原）通任、右三位中将（藤原）頼宗。

〔左大臣の表勅答の事。御畫日を書かざるの事。許さず。今案ずるに、病に依る上表は、平復の後今勅答有り〕

七日、癸酉。喚使申して云ふ、「明日皇太后宮の行啓を催すべし。大外記敦頼朝臣の申さしむる所」といへり。供奉すべき由を仰せ了んぬ。

〔皇太后宮左府より、本宮に還御の事。付御車の時侍従を催すべきや否やの事〕

〔大外記（菅野）敦頼朝臣云ふ、「明日後日皇太后（藤原彰子）の行啓有るべく、御車に御すべし。御輿に非ざるの時、侍従催すべきや否や、宮大夫へ（源）俊賢に触るるに、其の答分

〔左大臣の表の勅答の事に依るなり⁽⁸⁾。早に参るべし。内記の参るは、内々の戒め仰せに依る。但し今夕皇太后宮の行啓有るべし。彼の事以前に此の事有るべし」といへり。予すなわち参入す（未の三刻）。陣の座に候し、随身を以つて頭弁を尋ねしめ、参入の由を奏せしむ。帰り出で、左大臣の上表を給ひて云ふ、「辞遁する所の事等（大臣の職、並びに官の文を見る事、随身等の事なり⁽⁹⁾）許さざるの勅答を作らしむべし」といへり。仰せを奉じ了んぬ。外記を召し、大内記（大江）為清朝臣を召さしむ。即ち参り来るに、左大臣の表を下し給ひ、勅語を仰す。しばらくして勅答の草

を作りこれを進る。見了りて御所に進み、頭弁を以つて奏聞せしむるの次いでに清書御晝日の事を問ふに、頗る不詳の答有り。仍つて天気に候せしむるに、或は御晝日有り、或は内記を以つて書かしむ^四。文せしむるに依り御晝有るべからずと。村上の康保三年三月二日の御記を見、又故殿の天暦十年九月二十八日の御記^四を見て、子細頭弁に指示し了んぬ^四。草を返し給ふ次いでに仰せて云ふ、「清書せしめよ。但し康保等の例に依り、御晝有るべからず。内記に日を書かしむべし」といへり。陣に復し、清書せしむべきの由を仰す。又日を書くべく仰す。即ち清書し「黄紙に書く」これを奉るに、日を書かず。内記思ひ失す。仍つて返し給ひ、日を書き入れしむ。また御所に就き、同人に付し奏覽し了りて帰り出で、御覽じ了るといへり。陣座に復し、すなわち退出す。

(藤原) 教通《権大夫》、右三位中将(藤原)頼宗と同じく着く。一両巡の後、公卿已下、侍臣・諸衛、並びに宮司・侍所の人等、祿を給はるに差有り。亥の初御車へ糸毛^一を寄す。右近中将候せず。左少将(藤原)忠経を以つて仮に右と為し、次いで陣に候せしむ。これ相府の行はる所。本宮に於いて卿相の名謁、臨終罷り出づ^四。

〔深更の苦熱隨身に狩胡籤を負はしめざるの事。馬副又四人と云々〕

今日の行啓已に深更に及び、また苦熱を極むるに、隨身等に狩胡籤を負はしめず。馬副又四人なり。

〔主上惱御の事〕

十三日、己卯。(藤原)資平去夜内の宿りに候し、今日退出して秉燭皇太后宮へ左府^二に参る。今夜本宮へ枇杷殿^三に還御し給ふ。邪氣を調伏の声有り。靈物未だ去らざるか。上達部の饗西対の南の唐庇に在り^四。侍従の饗は西の中門の北廊に在り。殿上人の饗は同じ対の西廊に在り。大夫俊賢云ふ、「相府今晚より惱氣有り。仍つて出で給ふべからず」と。下官に勧めて饗の座に着かしむ。

〔左府の所勞又更めて發するの事〕

卿相へ中納言俊賢《大夫》・忠輔、參議経房・実成、左三位中将

又云ふ、「左僕射昨日申の剋ばかり發し煩ひ給ふと云々。勅使を

遣はざると云々。伝へ聞くに皇后宮（藤原城子）諸社に幣たてまつる」と云々。聖上の不許の事、案内を右衛門督（藤原懷平）に取るに、内より示送して云ふ、「殊なる事おはしまさず。女房云ふ、『御風病発御』と云々。十六日より文慶を以つて御修法を行ふべし」と云々。

大臣（藤原顯光）・内大臣（藤原公季）・侍従中納言（藤原行成）・尹中納言（藤原時光）・右衛門督（藤原懷平）・左宰相中將（源經房）・左兵衛督（藤原実成）・修理大夫（藤原通任）等参入し、皆殿上に候す。右金吾（懷平）近く候し、示して云ふ、「今日は尋常におはします」といへり。酉の刻罷り出づ。

〔匡衡卒する事。名儒比肩する人無しと云々〕

十七日、癸未。昨夕丹波守（大江）匡衡卒す（年）。当時の名儒人比肩する無く、文道滅亡す。匡衡数官を帶ぶ。所謂式部大輔・文章博士・侍従・丹波守等なり。丹波守は主基國なり。

〔主上発御の事〕

二十日、丙戌。按察（藤原隆家）内より書を送りて云ふ、「午の二刻発し給ふ」といへり。予物忌に依り参内すること能はず（物忌を覆推せしむるに、外行不快といへり。仍つて参入せざる所）。資平参内せしむ。候宿せずと雖も、辺に就きて案内を取る為。申の刻ばかり資平來りて云ふ、「頭弁同車し左相府に参り、御讀経の僧名を定め申され、頭弁執筆す。頭弁云ふ、『御邪氣の疑ひ有り』、甚だ悩み苦しませ給ふも、未の刻に臨んで平復し給ふの氣有り。然れどもなほ悩ましめ給ひ、怖畏無きに非ず」と。案内を右金吾の乳母に取るに、其の報に云ふ、「午の三刻発し給ひ、未の終りばかり醒め給ふ。其の後御寝有り」といへり。

〔御薬の事〕

御薬の案内^四、書状を以つて頭弁に問ひ遣るに、返状に云ふ、「十二日亥の時より、隔日に御薬の氣有り。昨日申の刻以後、終夜悩み煩はしめ給ふも、只今は平らぎ損ぜしめ給ふに似る。已に瘡の病の如し。仍つて権僧正（慶円）並びに明救・院源僧都等を以つて、御修法已に行はる」と。侍者興福寺の権別當扶公來り談じて云ふ、「去夕左相国參内せらるるの車に、阿闍梨心薈合ひ乗る。心薈扶公に謂ひて云ふ、『予の行啓に扈從せる、相府深く喜悦せらる』」と云々^五。午の後參内す。御薬を承るに因る。右

ひ遣る。去夕資平を以つて、右金吾の乳母に達するに、其の返事に云ふ、「昨午の三剣発し給ひ、覚め給ふ後御心地なほ不快といへるに、今日も惱氣おはしまし、御邪氣相交るか」と云々。(大江)景理朝臣の伝へ談ずる所なりといへり。明日有駿の僧等参入し、同心に力を合はせ、加持を奉るべし。また二十四日より不断の大般若御讀経を行はるべし。又々種々の御祭及び御祓等行はるべしといへり。

〔資平〕主上御膳に着き給はず、昼の御座におはします。苦熱に依るか」

此の納言(隆家)清賢を以つて告送の体、金吾の乳母の報の如し。御膳聞こしめさずと云々。晚景資平内より退出して云ふ、「右衛門の乳母云ふ、『昨日未の剣覺め給ふ。然れども通夜惱ましめ給ひ、今日不快。御膳一切聞こしめさず』と。頭弁云ふ、『午の剣ばかり、御心地宜しき由を仰せらる』といへり。明日、顕密の僧等二十人勅召有り、払暁参入、御加持を奉仕、法華經を転読し、祈誓を奉るべし」と云々。孔雀經の法^のを行はるべし」と云々。

〔資平弁官を所望の事。付兄弟相並ぶ間の事。但し一人は人の猶子と為るの事〕

左大弁(藤原説孝)播磨を望むべしと云々。尚書の昇進、次第に懇望すと云々。資平の事皇太后宮に啓せしめんと欲す。これ左相国に達すべきの料なり。明日大内に参会すべきの由、左宰相中将に示送す。而るを今夕来向するに、資平の雑事を相示し、皇太后宮に啓せしめ、宮より相府に申さるべしと。但し此の如きの案内は、便ち相府に申すべきの由、相談じ了んぬ。宰相中将云ふ、「今夕相府云ふ、『病に沈むの間、悦ばるる人々、五人の由、近日聞く所。はなはだ奇なる事なり。中宮大夫(藤原道綱)・右大將(藤原実資)は然るべからざるか。更に信ぜざる所。本尊称へ給ふべし』といへり。今氣色を見るに、信受せざるに似る」と。下官とかくを答へず。言外なり。按察・右金吾・匠作(藤原通任)三人の事は、信受せらるるに似ると云々。夜闌けて退去す。権左中弁(藤原)經通は資平の兄なり。今に至つて資平下官の子と為る。仍つて従兄弟と為るべきの故に、申さしむる所なり。

〔近衛司兄弟相並ざる間の事〕

齊信・(藤原)道信これ兄弟なり。而るを道信大入道殿(藤原兼家)の戸に入る。仍つて齊信・道信共に左近中将に居る。近きに其の例有り。

〔主上発し給ふの事〕

二十二日、戊子。今日御当日なり。仍つて早に参るへ巳の四剣。中納言（藤原）頼通・（藤原）隆家、参議懷平・通任等祇候す。彼は鬼の間に在り。予進み到りて案内を問ふに、人々云ふ、「一昨已の剣より発し給ふべきの氣有り。而るを今日已に氣色無し。」

早旦より、御修法の阿闍梨等、及び有駿の僧綱已下二十余人、御前に候し、加持を奉仕、法花経を転読す」と。左相府參入し、鬼の間に於いてや、久しく清談す。其の後予殿上に候するに、午の四剣發し給ふ。相府殿上に出で、命せられて云ふ、「御手ばかり振り給ふ。軽く発し給ふに似る」と。頭弁云ふ、「一昨極めて重く発し給ふも、今日はなはだ軽くおはす」といへり。

〔大嘗会の行事の上卿御讀經の僧名を奉行せざるの事〕

又云ふ、「二十四日より七箇日、不斷の法花経を行はるべし。御讀經の僧名、若し下し給ふべきや」と。予答へて云ふ、「大嘗会の事を行ふの上卿は便無かるべきか」と。仍つて他の上卿の参

入を待つに、しばらくして大納言斉信参入す。即ち僧名、斉信卿権左中弁経通に下す。右大臣、大納言（藤原）公任、中納言俊賢・行成・忠輔、参議兼隆・実成・（源）頼定等、殿上の座に候す。三位中将二人、直衣を着け台盤所に在り。左府御修法今二壇ばか

り行はるべきの由、定め申さるるなり。今種々の御祭等有り。仁

寿殿に於いて權僧正^のに相逢ふて、雑事を談ず。今夜式部卿宮（敦明親王）参入せらるべく、侍臣御供に候すべきの由、仰せ事有りと云々。中納言隆家・参議懷平彼の共に候すべしといへり。

八日

〔主基國の丹波国司卒去の事。他の国に改めずと云々〕

今日殿上に於いて予に問ふ。「丹波守（大江）匡衡卒す。前例有りや。已にこれ主基の国なり。如何」といへり。答へて云ふ、

「国司卒去すと雖も、国を改めらるべからざるか。其の国を定め、郡司をト定す。また何ぞ改易あるや」と。相府の案拠る所無し。

宿に帰り、前例を尋ね見るに、藤原高堪承平二年正月近江守（悠紀國）に任じ、同年十月卒す。伴保平承平二年十一月二十六日任

ずと。後日左宰相中将云ふ、「右府右宰相中将に示して云ふ、『主基國司卒去す。彼の国他の国に改めらるべきなり』」と云々。鴻濤の事なり。

〔主上発し給ふの事〕

二十四日、庚寅。今日御当日^の。仍つて参入す（午の四剣）。御加持の声甚だ高し。彼はの侍臣云ふ、「午の二剣發し給ふ。一昨日また軽く発し給ひ、未の剣の中に醒め給ふ。御加持の僧一昨

日の如く、今日御在所に於いて不斷の法花經の御讀經を行はる。午の剃發願。行香無し」と。今日参入の卿相、右大臣、大納言齊信・公任、中納言俊賢・隆家・行成・時光、參議懷平・経房・実成・通任・頼定等なり。隆家・懷平・通任三人、宿衣を着け鬼の間辺に候す。齊信卿、御讀經の事を行ふに依り、發願以前に参入すと云々。予申の剃退出す。これより先、諸卿多く退出す。今夜より、阿闍梨証空・念覺等を以つて、御修法を行はる。証空は大威德。念覺は降三世法。、式部卿宮親王の修せしむる所と云々。

二十五日、辛卯。春宮大夫齊信卿前加賀守朝臣へ（源）兼澄を使にて、唐曆一帙、第七卷を注送す。件の事前日の清談の次いでの事なり。

其の文裏に注す。唐曆一帙七巻。

景戌（唐の太宗の貞觀十七年四月七日）。雄の雉有り、東宮の顯徳殿の前に飛集す。太宗群臣に問ひて曰く、「これ何の祥ぞや」。

褚遂良対へて曰く、「昔秦の文公の時、童子有り。化して雉と為り、雌は陳倉^{ゆき}に鳴き、雄は南陽^{ゆき}に鳴く。童子の言に曰く、『雄を得る者は王、雌を得る者は霸』と。文公遂に以つて宝鷄の祠を為る。漢の光武雄を得、遂に南陽に起ち、而して四海を有つ^{ゆき}。

陛下は旧秦の王、故に雄雉秦の地に見るは、明徳を彰表する所以なり」と。太宗悦びて曰く、「立身の道に学無かるべからず。遂良の博識、深く重んずべきなり」と云々。唐曆を引見するに、既に相違無し。

主上御瘡の病發し給ふべからざるの日、先日甲乙の日を占ひ申すといへり。

「主上昨日發し給はず。吉平御占の事に依り祿を給はるの事」

二十七日、癸巳。資平内より退出して云ふ、「昨日（安倍）吉平を召し勅祿を給ふ。盍しこれ占ひ申す所の相當なるなりへ昨日發し給はざるの故」と。また云ふ、「昨日右衛門乳母、即ち事の由を奏聞するに、仰せ事有り」と。子細を記さざるのみ。今朝左相國堅き御物忌^み。邪氣の所勞と云々。

八月

【日蝕の事】

中使西鄉^{すゑ}、金頭^{かな}共に共に來てくつろぐ。一日、丙申。日蝕暦に叶ふ。但し一時相違し、未の刻虧初め、申の刻末に復す。仍つて一時相違す。了んぬ。

〔大嘗会の大祓使発遣の間の事〕

六日、辛丑。左中弁（藤原朝經）大祓使を発遣の日時の勘文へ今月八日。時巳午酉を持ち来る。官符を作らしむべきの由を仰するに、弁云ふ、「彼の日は臨時の奉幣の日なり」。政無かるべし。これを為すこと如何」と。答へて云ふ、「彼の日官符を造り、十

一日は考定政有るか」と。其の次いで捺印し、同日発遣するに、何事か有らんや」。十一日勘申して云ふ侍、「奉幣儲けの日四、神事に依る吉日か」と。重ねて（安倍）吉平朝臣に問ふに、吉日の由を申す。彼の日請印し、即ち発遣するに、難無かるべきか。式の如くば、上旬発遣すといへり相。去年両度の祓使を遣る。今般に至つては臨時の儀有り。去年の祓の事は知らず。大嘗会に依り行事を延ばし相、殊に発遣せらるる所なり。中旬に及ぶと雖も、式に違ふと謂ふべからざるか。下旬の大祓、天神地祇に奉幣の使、去年發遣し了んぬ。今年の下旬の大祓並びに奉幣の使等の事重畳するに似るべきか相。案内を相国に候すべきの由、相含め訖んぬ。

〔月の下旬の大祓の事。大嘗会〕

七日、壬寅。左中弁來りて云ふ、「当月下旬の大祓の符案を尋ね出し、即ち符案を持ち来る。其の文相に云ふ、太政官符近江・伊賀・伊勢等の国司、右神祇官の解を得、大嘗会に供奉するに依り、

更めて備後国並びに大神宮等を祓へしめんが為相、件の人を定め、例に依り申し送ること件の如しといへり。國宜しく承知し、件に依りこれを行ひ、符到らば奉行せよ。年月日。駅鈴は一〇三刻。
今件の符案の如くば、大嘗会の事に依り、國を祓へ清むるに似るなり。大神宮等なほ下旬の大祓を行はるべきか」といへり。予答へて云ふ、「符案の如く、尤も祓へ清めらるべし」と。又弁云ふ、「神祇式は近江・伊勢の一箇国を載せ、儀式相は三箇国を載せ、符案は同じく三箇国を載するは、未だ其の意を得ず」と。予答へて云ふ、「路の次いでは伊賀・伊勢なり。但し尋常の往還の路は近江を用ゐる。仍つて三箇国を祓へ清むるか。なかんずく符案は三箇国を載す。然れば二国の例に依るべし。又伊勢に往還の路は、伊賀・近江等を用ゐるの故か。事等未だ左府に申さず。今日事の由を申し、彼の報を伝ふべし」といへり。またまた子細を含めたるぬ。一日近江・阿波の国解、並びに神祇官勘申の式文、同官の大祓使差し文等持ち来る。国解・神祇官の勘文等は留め了り、大祓の差し文は見了りて返し給ふ。但し下旬の大祓の案内は、左府に申すべきの由、相示し了んぬ。右中弁（藤原重尹）來り、主基の雜事を陳ぶるも、違記すること能はざるなり。

〔式部卿宮内より退出し給ふの事〕

資平云ふ、「式部卿宮（敦明親王）巳の剋ばかり内より出で給ふ。

「（藤原）頼方朝臣」を擇び申す」といへり。

中宮大夫（藤原道綱）御車の後に候す。修理大夫（藤原通任）を以つて左府（藤原道長）の車を借らる。若し仰せ事か。彼是云ふ、「中宮大夫の車を用ゐらるるに、何事か有らんや」と。皇后宮大夫（藤原隆家）・修理大夫祇候す。殿上人仰せを廻らすと雖も参入せず。ただ君達に非ざるの侍のみ祇候す。左中弁結政に参るの間、忽に参り候すべきの仰せ有り。祇候の君達の侍臣、左中弁朝経・右馬頭（藤原）兼綱・（藤原）資平等のみ。君弱く臣強きの間、朝威無きに似る。歎息々々。今夜中宮初めて上の直廬に渡ると言々⁶⁴。今日、神祇官署大祓文を進む。官符を道々に給ふべし。印を用ふべし⁶⁵。早に上卿に仰せられしむべきの事、左中弁を以つて奏せしむ。但し先に左府に申し、其の处分に随ふべきのみ。
「おは吉日也」。重はう（支那）古事記開本⁶⁶、古口⁶⁷、
時事小言⁶⁸。十一日攝中ノアハモ、[奉清船七日]。

〔昨日の除目の事〕

十二日、丁未。昨の除目の事右金吾將軍（藤原懷平）に問ひ遣るに、報じて云ふ、「昨日参入の卿相、左大臣、大納言（藤原）齊信、中納言（源）俊賢・（藤原）隆家・（藤原）忠輔、參議（藤原）正光・（藤原）実成・（藤原）通任着座す。卿相日入るの後官より陣に参り、夜に入り旧吏の申文九枚・成功者の申文一枚

右大弁（藤原朝経）来るに、束帶して相遇ふ。大弁進拝し、予答拝す。暫らく清談の間、丹波守（源雅通）・右中弁（大江）景理等来るに⁶⁹、右大弁退出す。丹波守・景理等進拝し、余又答拝す。や、久しく清談するに、木工頭（大江清通）來り、廊の外に於いて拝礼し、相談話す。雅通・景理退去の後、清通雜事を陳べ、晩に臨んで去る。其の後右中弁・權左中弁（重尹）来るに、相逢ふ。今日右大弁・權左中弁、吉服を着す。件の兩人、先日大嘗会の行事と為るに依り、吉服を着し、未だとかく有らざるの間、なほ本の装束を改めざるか。右大弁今に至つては会の事を行ふべからず。大弁物の行事と為るは聞かず。また悠紀の行事は左中弁の官を以つて行事と為し、主基は右の弁を以つて行事と為す。而るを重尹權左中弁に転ずるも、これ本主基の行事なり。これを為すこと如何。

「悠紀・主基の行事の弁大弁を以つて悠紀の行事と為す間の事」
今朝史（直）是氏を召し、代々の大嘗会の行事の弁史等を勘申すべきの由を仰す。但し安和の例⁷⁰を尋ね見るに、悠紀の行事は右中弁（藤原）済時・右少弁（菅原）輔正。前例は各弁一人なり。而るを二人有るは如何。或云ふ、「済時所勞有るの間、右少弁輔

正を加へらる」云々。右弁を以つて悠紀の行事となすこと、今件

の例の如くば、左右を論すべからざるか。

「右弁を以つて悠紀の行事と為し、左弁を以つて主基の行事と為すの事】

十四日、己酉。早旦史是氏大嘗会の行事の弁の勘文を進む。悠紀所、右中弁菅原朝臣資忠（寛和二年）¹⁶。右中弁源朝臣唱（寛平九年）¹⁷。右中弁平朝臣季長（仁和四年）¹⁸。主基所、左少弁藤原朝臣佐世（仁和四年）。仰せしめて云ふ、「悠紀・主基両方に右中弁の行事の例有り」と云々。尋ね勘へしむべきの由を仰す¹⁹。

又仰せて云ふ、「安和の例、右少弁菅原輔正を以つて悠紀の行事と為す。勘申の例と合ふ」と。是氏申して云ふ、「件等の例、外記をして勘申せしむるなり。またまた勘申せしむべし」といへり。

【主上また惱みおはすの事】

資平内より罷り出でて云ふ、「昨日酉の刻惱みおはす。其の体前日の御薬の如く、夜深く尋常に復す。御占に云ふ、「御邪氣」といへり。去る七日より、聖体日を隔て、不予、なほ御邪氣か」と云々。皇太后宮大夫（源俊賢）示送して云ふ、「聖体尋常の如し」と。又右衛門督（藤原懷平）示送して云ふ、「今朝御前に侯

するに、仰せらるるの事等有り。御氣色例の如し」といへり。權僧正（慶円）に問ひ遣るに、其の報に云ふ、「瘧の病發しおはすなり。今日更めて殊なる事おはさず」といへり。（藤原）頼任朝臣左相府の命せを伝へて云ふ、「大嘗会の行事の弁の事、早に奏し定めらるべきなり。弁必ずしも左右に依らず、右の弁を以つて悠紀と為し、左の弁を以つて主基と為すの例、間存す」といへり。其の例等云々は、違記する能はず。但し左中弁経通（悠紀）・權左中弁重尹（主基）行事と為すべきかといへり。右中弁景理は新任の者なり。理相当と雖も、案内を知らざるかといへり。然るべき事なり。

十七日、壬子。右少弁（藤原）資業一日の宣旨の目録を持ち来る。束帶の間に依り、相逢はず。伝へ申さしめて云ふ、「御馬逗留の事」²⁰、使を召問せしむるの処、申して云ふ、「駿家の国供給を遞送せず²¹。郡司隠遁して相会はず。押署を請けず」」といへり。

参内し聞くべきの由を答へ、午の刻ばかり参内す。定め申すべきの事有るに依る。今朝外記（菅野）実國參り来るに、今日の諸卿の参不の事を申さしむ。重ねて陣腋に於いて、案内を問ふに、諸卿未だ参らず。仍つて殿上に参上し、やや久しく祇候し、未の終り陣の方に向ふの間、左少弁（高階）積善射場に於いて、今日御

馬左馬寮に牽かざるの解文^(四)を進む。予即ち藏人（藤原）頼祐に付して奏聞す。左府今日の定めに依り、昨日より直廬に候す。小臣陣に候するの間、内大臣（藤原公季）、大納言齊信、中納言俊賢・隆家参入す。予壁後に出でて、頭中将（藤原公信）に相逢ひ、大嘗会の行事の弁の事を案内するに、「驚きを奏すべきの由^(四)」を答ふ。

しばらくして帰り出で勅を伝へて云ふ、「悠紀の行事（藤原）経通朝臣・主基重尹朝臣元の如し」といへり。即ち左少弁積善に仰せんぬ。また史是氏を召し、経通朝臣吉服を着し参入すべきの由を仰す。奏せしむべきの事有るに依るなり。真衣野の御馬逗留の事、資業に問ふに、今朝來り申す如く、答へて云ふ、「国解の文は使監牧ム姓ム丸と注す。而るを逗留の解文に他人の署有り」と。其の由を問はしむべし。又申す所の趣き、申文に注し申さしむべきの由、これを仰せんぬ。

「近江国申す抜穂使遣はし下さず。国司問^(二)抜き上ぐるの事」仍つて下官近江・阿波の国解並びに神祇官勘申の式文等を以つて左府に奉る。

「阿波・參川等国申す御服等去年織り進り了れば、重ねて織るべからずの事。已上定めに在り」

又三河国申す神服の料の糸の事、国解無しと雖も、事一同に依り、定め申さるべきなり。件の仰せ詞彼是に告げ、文書等見下ししたるに^(四)、各々申さず、また相議し申すべきなりと云々。近江国申す抜穂の使を停められ、町満の田^(四)三町ト定せらるるの後、国司抜き進るの事を注申す。諸卿申して云ふ、「去年稻実公・歌の男女等をト定す。但し神祇官・国司相共に田頭に臨み、抜備すべし。又八神を祭るべく、其の座を造るべし。国司一人其の事を専らにすべからず^(四)。抜穂使數日経廻る事^(四)、稻実公・歌男歌女をト定するに依る。而るを去年ト定し了解すれば、數日を経べからず。ただ來せしむべし」といへり。余壁後に出でて、外記実國を召し、これ

を仰すに、申して云ふ、「只今所勞有るの由を申す」と。重ねて相扶けて参るべきの状を仰せんぬ。陣に復して且つ案内を申すに、彼是云ふ、「参議無しと雖も、主詞を以つて定め申す事、何事か有らんや^(四)」といへり。

月上中旬の間に臨み、国司の申すに隨ひ、彼の所^のに罷り向ひ。

田をト定し、八神を祭らば、經廻る煩ひ無かるべきの由、仰せ下さるべきか』と。阿波国申す、荒妙の御服去年織り進り了んぬ。重ねて織るべからざる事、申請の子細解状に在り。又三河国の事の事、大略阿波同じ。中納言俊賢云ふ、「件の両国の申す所然るべし。近江に似ず」といへり。相府同ぜらるるの氣有り。予申して云ふ、「阿波の龜妙の御服・三河の神服の糸等、当年の織物を以つて宛て用ひらるべきか。去年の汚穢に触るる物^のを以つて宛て用ひらるるは如何」と。相府云ふ、「去年の物・当年の物等の間、宛て用ひらるべきや否や、此の一定^のに依つてとかく有るべきか」と。彼是下官の申す所に同じ。俊賢卿また下官に同ず。

後に云ふ、「国司の申すに隨ひて事の定め有るや、事の旨式に依り行はるべきや、僉議に及ぶべからず」といへり。初めの定めの詞に違ひ、諸卿式に依り使を遣るべきの由を定め申し了んぬ。但し近江国の抜穂使の事に至つては、来月中旬ばかり件の使を遣るべく、従類供給等事可被従僕約之由也。

〔俊賢此の定めに預るの事。冷泉院の御服に着くべし〕

今日俊賢件の定めに預るは如何。冷泉院の御服に着く者なり。

〔參議參らず延引すと雖も上卿二人これを行ふの事〕

今日陣有るべく、内文^のを覽、俊賢卿行ふべきなり。而るを參議參入せざれば、停止すべくも、多くはこれ大嘗会の大祓の使^へ諸國に遣る。式文、上旬に遣ると云々の官符に請印す。俊賢卿云ふ、「汝行ふべし。吾祇候す」といへれば、承諾し了んぬ。官符左府に内覽すべし。而るを陣座に於いて氣色を取るに、命せられて云ふ、「見るべからず。早にこれを行ふべし。須く先に事の由を奏し内文の事を行ふべし」と。然れども案内を左府に申すに、預雖不奏、直以所承也。

〔冷泉院の御周忌の御法事の行事定めの事。今案するに、今日大嘗会の事有り〕

左府頭中将を以つて、冷泉院の御周忌御法事の行事の上卿（春宮大夫齊信）を定め奏す。仰せて云ふ、「請ひに依る」と。相府齊信卿に示し、行事の弁の事を定め申さしむ。弁等転任して未だ事に従はず。仍つて左少弁（高階）積善を定め、即ち相府奏聞せしむるに、請ひに依るといへり。相府座を起ち、諸卿退出す。俊賢一人座に留まる。予請印の所司の具否を問ふに、外記実國申して云ふ、「具し候す」といへり。予南の座に着き、先に左中弁経通を召し、今日の定めの事^のを奏せしむ。又国解等の文^のを付し、下

旬大祓使遣はすべき事、同じく奏聞せしむ。件の使大嘗会の事に依り、大神宮を祓へ淨むべければ、必ず遣はすべきの使なり。外記を召し、大祓^のの官符を奉るべきの由を仰すに、即ち覽笞に盛りこれを進む。見了りて返し給ふ。これを給はりて小庭に立ち、予射場に進み、頭中将を以つて奏せしむ。仰せを伝へて云ふ、「御覽じ了る」といへり。陣に復すに、実国官符を進む。予目す。仍つて退出す。次いで將監を召すに、將監（播磨）保信唯を称し、小庭に居る（大将の召す詞とかくを論ぜず。ただ將監を召す。自余近衛を召すに上に同じ）。此の間印を宣るに、唯を称して退出す。少納言・主鈴・近衛府等納印の櫃所に向ふ（此の間秉燭）。掃部寮案を軒廊に召し、次いで少納言等案に就き、主鈴官符を執り、少納言（源）貞亮に度す。貞亮取らず、古実を知らざるに似る。余氣色を示す。仍つてこれを取り、軒に着きてこれを進む。見了りて返し給ふ。捺印了んぬ。印を納め案を撤すること例の如し。此の間左宰相中将参入す。頭中将公信勅を伝へて云ふ、「（源）雅通服を釈き、事に従ふべきの由、宣下すべし」といへり（冷泉院の御服を給はる者なり。今主基の國司と為るに依るなり）。

「一日の除日の間奇怪の事有るの事。相任信乃^にに任ずべき間の

事」

昨日左府に参るに次いで云ふ、「一日の除日^のの間、奇怪の事有り。陣に在るの間、右府春宮大夫（藤原齊信）に耳語するに、驚奇の氣色有り。仍つて右府に問ふも、秘して語らず。再三問ふに、纔に答へて云ふ、「兵部卿（藤原忠輔）云ふ、「案内を知らざるの文書出来すべし」と云々。用意すべし」といへり。極めて奇なる事なり。先日右宰相中将（藤原兼隆）を以つて云はしむる事有り[。]これ中納言を返して子の（藤原）相任を以つて信乃を挙すべき事なり。件の中納言を以つて、便ち（藤原）教通を奏任すべしと云々[。]相任は本の任国の事未済、又放還に預らず。仍つて然るべからざる由を答へ了んぬ[。]而るを此の事有り。極めて便ならざる事、今此の事に就きて思慮を廻らすに、相任の謀略か。祖の為に無実の書を構え出すか。巨賊と謂ふべし。即ち兵部卿忠輔に問ふに、答へて右府に触れざるの由を陳ぶ。右府大いに驚き、責めて相争ふ由[。]其の間の事諸卿頤を解く。嘘嘲するに足る。事奇怪に依り、いささか注する所なり。件の書は専ら実無し。更に聞かずと云々。御斎会の行事、前例大臣行事の職掌等の人を定め奏するに、書折界奏聞せらる。而るをただ詞を以つて定め奏せらる。行事の上卿、前例を尋ねざるに似る。

二十一日、丙辰。昏に入るの間、皇后宮大夫（隆家）内より示送して云ふ、「今日尚侍を任せらるべし。其の事を行ふべし」といへり。頗る鬱々の氣有り。^四左中弁（経通）云ふ、「左宰相中将參入す」と。執筆の料か。若し左府の女（藤原威子）任ずべきか。

二十七日、壬戌。巳の剋空大いに鳴り、地いささか震ふ。將監播磨保信を以つて、年の預り^四と為すべきの事、將曹（紀）正方を以つて中将雅通に云ひ遣る。明後日宣旨書を下すべきの由なり。子細は注せざるのみ。將監（下毛野）公助同じく此の望み有り。然れども申す所の理保信より劣るの故なり。

〔拔穂使定め下さるる間の事〕

雅通の返事に云ふ、「拔穂使則政・為政等の事左府に申すに、命せて云ふ、『（ト部）則政は皇后宮の宮主、為政は中宮の宮主、次第に依り中宮の宮主為政を遣はすべし』」といへり。とかくただ彼の命に従ふべきの由を答へんぬ。但し初めの定めを破り、為政を遣はすは如何。宮主次第に依るべからざるか。^四頗る奇なるのみ。

〔悠紀・主基の遙授官吉服を着ざるや否やの事〕

悠紀・主基の遙授の官、吉服を着ざる人々有り。近くはすなはち左宰相中将（経房）、左三位中将（藤原）教通・資平等なり。資平に至つては、上薦に引かれ、自由なり難し。仍つて今日予書を左宰相中将に送る、其の趣き此の如し。^四「大嘗会の事、今月より専ら雜事を始行す。ただ諸国を祓へ淨むるの使兩度發遣す。

〔大嘗会八月より月の晦毎に祓へ行ふの事〕

又今月より晦日毎に、朱雀門に於いて大祓有るべし。若しこれ潔斎の甚しきか。^四遙授の官吉に就かるべきや否や、彼の前例や如何」と。齋々^四。亞將狀を上りて云ふ、「近日諸人齋し申す所なり^四。只今左府に参り、執り申しとかくすべし」といへり。件の事今朝四条大納言（藤原公任）に達し、彼の三品の亞將に示さしめんとす。

九月

〔大嘗会の年 御燈せざるの事〕

一日、丙寅。早旦沐浴。河辺に出でて解除す。大嘗会の年御燈を奉らざるの事、諸人知らず。余又知らず。式文たゞ斎王伊勢に参るの年の事と有り^四。而るを四五年前もこれを奉らずと見ゆ^四。これ三代実録の文なり。具に故殿（藤原実頼）の安和元年の御記

(清慎公記)に見ゆ。後の為にいささか記す。件の記寛弘八年の暦に注す。

〔大嘗会の事の所細に云ふ、仏事に預かり仕ふべからざるの事〕二日、丁卯。權左中弁(藤原重尹)上野国の雜物の解文・丹波国
の米の解文等を持ち来る。弁の朝臣云ふ、「作物所⁽¹⁾の預内藏允
宇治良明は、主基の方の御物の事に預かり仕ふ者なり。而るを御
斎会の行事所に召され、御周忌の仏具の勘文を進む。神事・仏事
相並んで奉仕するは如何」と。予答へて云ふ、「作物所の預五人、

二人はおのおの悠紀・主基の御物に預かり仕ふ。一人は主基の標
所に寄る。今二人は藏人所の方の大神宝の事に預かり仕ふ。仍つ
て彼等を除くの外、御斎会所の事又誰人が奉仕せんや。大嘗会の
行事所はとかくを論ずべからず。十一月三十日全て以つて斎くべ
くも、其の外の事宜しきに隨ひて進め上るべきか」と。弁云ふ、

「承平の記文に云ふ、預は大嘗会の事の織手を奉じ、兼ねて御斎
会の事に仕ふるの由、已に所見有り」といへり。

〔殿上人前裁を掘り皇大后宮に殖うるの事。涼闇の間便無しと云
々〕

六日、辛未。今日雲上の人々嵯峨野に向ひ、前裁を掘り⁽²⁾、皇大

后宮(藤原彰子)に殖うべきの由、一日左府彼の宮に於いて命せ
らると云々。仍つて資平彼是の催しに随ひて、餌袋に破子を調じ、
早旦枇杷殿に参る。涼闇の間便無き事なり。然れども時に違ふべ
からざるに依り、指意し亘きか⁽³⁾。權僧正(慶円)法興院司を辞
するの由と云々。仍つて案内を問ひ奉るに、其の返報に云ふ、
「去月二十九日辞し申す。即ち印鑑を三綱に預け⁽⁴⁾、諷誦を修し
了んぬ」といへり。

〔方正朝臣左府の尚侍の節供を闕如の事〕

九日、甲戌。或云ふ、「左府(藤原道長)の節供(藤原)方正朝
臣奉仕す。而るを尚侍(藤原威子)の節供を奉仕せず。相府大い
に怒り、我が節供・所々の饗を撤せしむ」と。人々云ふ、「これ
怪か」と云々。

〔平座の事。付涼闇に依り見參を奏せざるの事〕

後日史(直)是氏事の次いでに申して云ふ⁽⁵⁾、「今日宜陽殿の平座
の饗饌例の如し。但し見參を奏せず。涼闇に依る。中納言(源)
俊賢・(藤原)忠輔卿、參議(源)経房・(藤原)実成参入す」と云々。

十日、乙亥。参内す⁽⁶⁾。左大臣（道長）、大納言（藤原）道綱・
(藤原) 齊信・(藤原) 公任、中納言（藤原）隆家、参議（藤
原）懷平・(源) 経房・(藤原) 実成・(藤原) 通任同じく参る。

左大臣申文せしむ。右大弁朝経候す。左大弁（源道方）内に候す。

ふ」といへり。予故殿並びに三条殿（藤原頼忠）の例を思ふに、
服の者殿内に在るの時、御冠して乗車し、門外に於いて披見し給
ふ。当時相府なほ古実を知らざるのみ。

【左府の辛崎祓雨に依り延引の事】

十七日、壬午。今日左相府辛崎に於いて解除す。親昵の公卿・雲
上の侍臣騎馬追従すと云々。(藤原) 資平早旦來りて云ふ、「只今
下を招き、饌を賜ふ由と云々。奏し了らば必ず黄昏に臨まんか」
といへり。十三日奏有るべきの由、左大弁に仰す。しばらくして
丞相雲上に参上し、予即ち罷り出す。外記（菅原）実国式曹司の
南辺に追ひ及んで申して云ふ、「左大臣の御消息に云ふ、『明日
伊勢使の事行ふべし』」といへり。奉ずる由を奏し了んぬ。ト串
の事を問ふに⁽⁸⁾、申して云ふ、「今日左府に覽じ了んぬ」といへ
り。又内記候するやを問ふに、「内記（藤原）義忠陣に候す」と
いへり。明日早に参るべきの由を仰せしむ⁽⁹⁾。

【例幣のト串左府服衣を着乍ら見給ふの事。付然らざる例の事。

今案するに、涼闇の服のみ】

十一日、丙子。後日（菅野）敦頼朝臣云ふ、「外記実国吉服を着
て、ト串を左府に持参す。而るを相府服衣を着乍ら開きて見給

き落しまさに籠めんとす。右府（藤原顯光）調凌の由申し送る⁽¹⁰⁾。
仍つて今朝案内を取るに、即ち相府の報書有り。（浅井）有賢朝
臣の愁へ申しに依り召す所なりといへるも、子細を記さず。其の
後史（伊岐）善政を以つて、行事の家司⁽¹¹⁾に案内せしむるに、伴
正遠召し籠めらるは、彼未だ任料を弁じ了らざるに依るなりと⁽¹²⁾。

十八日、癸未。師光朝臣云ふ、「伴正遠、去夕右府、有賢朝臣の愁へ申す物の弁文を進めしめ、其の身を免ぜらる」といへり。左中弁（藤原經通）來りて云ふ、「正遠の事、昨日次いで有り左府に申すに、案ぜらるるの旨有り」と。具には記さず。權左中弁（藤原重尹）來り、正遠の事を示す。去夕免ぜられて出づと。今に至つては何事か有らん。但し正遠愁へ申す所有るは^是、相定むるのみ。

資平云ふ、「昨日左相府の共の卿相、中納言（藤原）頼通・（藤原）隆家、參議（藤原）兼隆・（源）經房、左三位中將（藤原）教通、參議（源）頼定、雲上人六人。隆家卿相府の車の後に乗り、自余は馬に騎る。風雨相交り、在りと在る人々の裳如泥^是。前途に達せられ難かるべきの由、人々議し申す。仍つて退帰す」と云々。

〔辛崎は比叡明神の祭場たる由の事〕

或云ふ、「辛崎は比叡明神の祭場、若し戒を受くるに依り^是、馬の咎により向かはれ難きか」と云々。其の言験有り々々。

〔大嘗会の大祓国忌の日行はるるの事〕

注記

寛弘九年（一〇一二）秋 長和元年

二十九日、甲午。今日の大祓の事、去夕思慮するに、国忌（醍醐天皇）の日に相並びこれを行ふは如何。夜中前例を尋ねべきの由、史是氏に仰すに、是氏今日参り來りて云ふ、「古年中行事に、六月晦日国忌（藤原胤子）、同日大祓といへり。彼の例に依り行はるべきか」といへり。旧年中行事を引見するに、是氏の申す如くなり。即ち准じ行ふべきの由を仰すへ彼の六月晦日の国忌は、停廢早に了んぬ。又件の案内左中弁に仰す。大皇太后宮大夫（藤原）公任大嘗会の事抄出す。左相府の命と云々。今日見て送らるるなり^是。

(1) 侍従所に参入す॥「侍従所（じじゅうしょ）」は、平安時代、侍従の出仕した詰所。内裏建春門の東、大内裏の外記序（外記局）の南に在り、庖厨をつかさどる侍従厨がその東に在った。南所とも呼んだ。前記の「政に着き」の「政」は、外記政。外記局での政務を終り、侍従所に入つて饗を執つたものか。「外記政畢後、因^レ例着^二侍従所^一其後還着^一左衛門陣^二」（「九曆」承平五年（九三五）九月七日の条）

(2) 劍学院、ゝゝ大般若読経を修す॥本二条に係わつて『御堂御記』には、次の記述がみえる。「五日、辛未、二十講結願、又勸学院以（興福寺）寺僧十五人、初大般若不斷経」（寛弘九年七月五日の条）「勸学院（かんがくいん）」は、平安京左京三条の北側に在つた藤原

一門の教育機関で、大学寮別曹（べつそう）の一つ。弘仁二二年（八〇一）

元年七月八日の条)。

二二）藤原冬嗣が創設。藤原氏長者の所管で、藤原氏とともに繁栄し、一門の子弟の官界進出に寄与した。興福寺や春日神社の管轄も行つた。

こゝの大般若読経も、その管轄下に於いて行われたもので、
焼経の行つてゐる〔原文〕は、直義第の二三〇ころ。

(3) 拔穂使＝ぬきほ（「ぬきぼ」とも）のつかい。大嘗祭の神饌の料とする稻の穂を抜きとるため、悠紀・主基両国に派遣される使。使は八月下旬それぞれの国に赴き、稻実殿を建てて稻の成熟を待ち、九月に入ると成熟した稻の穂を抜き取って稻実殿で乾燥させ、籠に入れて国郡司とともに都に持ち帰った。

(4) 参河神服・阿波庵妙御服||みかわじんぶく(しんぶく)じんぶく
・あわそみようぎよふく(おんふく)。特に大嘗祭の時、神に奉る衣
服。三河国(愛知県)から奉るのを「和妙(にぎたえ)の神服」、阿

波国（徳島県）から奉るのを「荒妙（あらたえ）」の神服」という。朝廷からその収納のために、神服使が派遣される。「龐妙」の「龐」は「鹿」の別体で、三つの鹿の意で、もと、はなればなれにいる鹿の群の意を表した。疏（そ）・疎（そ）に同じで、あらぬの（粗布）をいう。

(5) 童子＝どうじ。七歳以上元服までの幼い者で僧の弟子となつた者。学びながら給仕、外出の供などをつとめる。また年齢に区別なく、剃髪せず、雑用をつとめる召使。大童子、上童子、中童子の別がある。

(6) 日記せしむ=この「日記」は、事件の勘申の調書である。勘問日記

(7) 仍つて相府の氣色不快(後に忠勤を励むに至り(七月十七日の條を参照)、兼ねてより心証の良かつた心聲が、事実と違う不備の申し立てをしたことで、道長の心証を損ねたものか。

(8) 左大臣の表の勅答の事に依るなり!「此日有表勅答、使(源)朝任如常、上右大将(藤原実資)云々、以教通令拝」(『御堂御記』長和)

(9) 大臣の職、並びに官の文を見る事、隨身等の事なり。この割注を『大日本古記録』は、「大臣職並見官文書・隨身等事也」と作るが、

「大臣職、並見官文事、隨身等事也」とある『史料大成』に従つた。
戊は朝晉日有り、戊は内記を以つて書かゞ、「内記を以つて書か

(10) 「大臣職、並見官文事、隨身等事也」とある「史料大成」に従つた。
或は御書日有り、或は内記を以つて書かしむ。〔内記を以つて書かしむ〕
るのは、勅答（詔書・宣命をも含む）の日付を、である。「御書
日」は、詔書（宣命を含む）の発行手続中の一段階で、天皇が中務
省の申請した草案に許可の印として日付を親書することをいうが、こ
の日付の書き入れには、天皇の親書と、中務省の品官である内記が書
き入れると二通りあつたようである。

(1) 村上の康保三年、又故殿の天暦十年の御記。前者は『村上天皇御記』或は『天暦御記』、後者は藤原実頼の『清慎公記』或は『水心記』。

(13) (12) 子細頭弁に指示しんぬ! 実資が、である。
上達部の饗西対の南の唐庇に在り^リこゝを『大日本古記録』『史料
大成』ともに、「上達部卿(卿相歎)在西対南唐庇」「上達部卿ヘ・
相歎」在西対南唐庇と作っているが、ここは、後の「侍従の饗」
「殿上人の饗」と並べて云つたものを、同音に依る錯誤表記で「上達
部の卿」となつたものか。

(14) 臨終罷り出づ!『大日本古記録』は、「臨終」に「脱アルカ」と傍注する。前条の「亥の初」の「亥」の脱とみるべきか。「臨亥終(亥)の終に臨んで」

(15) 御薬の案内』『おんくすりのあない。三条天皇の御病状。『薬(くすり)』は「くすりの事」の意で、「病氣」を直接にいうのを避けた表現。「天皇御薬切切也」(太神宮諸雜事記)。

(16) 仍つて権僧正(慶円)「御修法已に行はる」と。侍者興福寺の権別院。

当扶公來り談じて云ふ。この条を『大日本古記録』は、「仍以權僧當扶公來談」、(慶円)、御修法已被行侍者、興福寺權別當扶公來談云、(仍つて權

- (僧正(慶円)、「御修法已に行はれ侍る」といへり。興福寺權別當扶公來り談じて云ふ)」と作るが、「仍以權僧正・御修法已被行、侍者興福寺權別當扶公來談云」とある「史料大成」に従つた。「御修法已に行はれ侍る」という文体は、和文體のものであつて漢文脈にはそぐわないと思われる。なお『史料大成』の訓む「侍者」は、三条天皇に近侍し、前記の慶円等に加わつて、御修法の事を行う者、の意か。
- (17) 心譽扶公に謂ひて云ふ、「予の行啓に扈從せる、相府深く喜悦せらるゝ云々」三条天皇の病氣見舞に參内する道長の車に同車した侍者の扶公に向つて、更に同車した心譽は、道長から得た好い心証を誇らしげに語るのであるか。
- (18) 御讀經の僧名を定め申され、三条天皇の御惱のために臨時の御讀經を行う、それに招請する僧をきめるのである。
- (19) 御邪氣の疑ひ有り、前述、十七日の条に、「已に瘧の病の如し」とあつた。その上に物の怪が加わるのである。後の、二十一日の条に「内の御物忌」とあり、また右金吾の乳母の返事に、「今日も惱氣おはしまし、御邪氣相交るか」とある。
- (20) 顯密の僧・顯教(けんぎょう)と密教(みつきょう)の僧。顯教は顕(あら)にわかりやすく説き示した教えをいゝ、真言宗では釈尊の説いた教えをさす。密教は、大日如来を本尊とする真言絆密の教えをいゝ、一般には、その教えが大菩薩でさえも知り尽くすことの出来ない深遠秘奥なものであるとする。
- (21) 孔雀經の法(くじやくきよう)のほう、孔雀經(仏母大孔雀明王經)や孔雀明王儀軌などにのつとり息災や祈雨などのために修せられる密教の修法。
- (22) 尚書の昇進、次第に懇望すと云々、左大弁の藤原説孝(「尚書」は、弁官の唐名)が、昇進を懇望する、そのさまは、次から次へとあって貪欲である、の意か。
- (23) 資平の事皇太后宮に啓せしめんと欲す、資平が弁官を所望している
- (24) 本尊称へ給ふべし、言葉に虚言はない、神かけて、という類の誓言のことばか。
- (25) 申さしむる所なり、資平の弁官所望の事を彰子に啓せしめたのである、の意。
- (26) 今日御当日なり、三条天皇御惱のための臨時の御讀經の当日である。七月二十日の記事「頭弁同車參左相府、被定申御讀經僧名、頭弁執筆」又、七月二十一日の記事「明日有驗僧等參入、同心合力、可奉加持」を参照。
- (27) 大嘗會の事を行ふの上卿は便無かるべきか、神事の慶事に係わる上卿が仏事に係わるのは不都合ではないか、の意。御讀經の僧名を下す、というのは、今の場合、二十日に道長の所で定めた御讀經に招請する僧たちの名簿を上卿が実務担当の弁官に与えるということか。後に、「即ち僧名、齊信卿權左中弁經通に下す」とあり、また『御堂御記』には、「又定御修法・御讀經等事、定御讀經僧名、賜春宮大夫(藤原齊信)」(『御堂闕白記』長和元年八月二十二日の条)とある。
- (28) 権僧正(慶円)七月十七日の記事に見える権僧正慶円である。
- (29) 鴻滸の事なり、鴻滸(おこ)は鳥滸(おこ)。大嘗會に係わる悠紀・主基の国は、その国を定め、実務に当たる郡司を龜トによつてうらない定めている。これを改易するのは神意に悖ることであり、前例にも反している。右府顯光の言は愚者の言である。この顯光非難のことは同時に道長にも向けられたものであろう。左宰相中将・右宰相中將は夫々源經房・藤原兼隆である。
- (30) 今日御当日、不斷の大般若御讀經の当日である。七月二十一日の記に「亦自二十四日可被行不斷大般若御讀經」とあつた。實際には一

昨二十二日と同じく法花經の読經が行わされているが、これは大般若經

も妙法蓮華經も共に大乘仏教の經典だからであろうか。

(31) 今夜より、阿闍梨証空・念覺等を以つて、式部卿宮親王の修せし

むる所と云々こゝは二十二日の記事に「左府御修法今二壇許可被行

之由、被定申也」とあつたのが実行に移されたものか。『御堂御記』

に「從夕初御修法、二壇、証空・念覺等也」(長和元年七月二十四日

の条)と見える。

(32) 唐曆=唐の歴史書(編年体)か。

(33) これ何の祥ぞや=雄の雉の顯徳殿の前に飛びて集いたるは何の祥

(しよう。きざし。前兆)であるか、の意。

(34) 陳倉=ちんそう。秦代、今の陝西(せんせい)省宝鸡県の東。

(35) 南陽=なんよう。今の河南省の地名。諸葛亮(しょかつりょう)の

出身地。

(36) 漢の光武雄を得、而して四海を有つ=漢の光武は、雄雉を得たゆえに、徳を以つて治める王となり、南陽より出でて、よく天下を治め得たのである、の意。「有つ」は、「たもつ」。

(37) 陛下は旧秦の王、明徳を彰表する所以なり=陛下(太宗)は、旧秦より出でたる王、故に雄の雉が秦の地に見(あらわ)れたのは、陛下が明徳の王たることを顕彰する、その根拠がこゝにみえるわけである、の意か。

(38) 先日甲乙の日を占ひ申すといへり=「甲乙」は、「大日本古記録」

は、「甲乙」かとしているが、「甲乙」とある『史料大成』に従う。主上の御惱の発し給はざる日として、先日、安倍吉平は「甲乙の日(あれこの日。あの日この日)を勘申したのである、の意。その「甲乙の日」の一日が、次の二十七日の条に見える「昨日(七月二十六日)」に相当している。

(39) 事の由を奏聞する=「事の由」は、安倍吉平の御占の事。今朝左相国堅き御物忌=「依固物忌、自夜部渡堂、籠居」(『御堂

関白記』長和元年八月二十七日の条)。

(41) 仍つて一時相違す=具注暦には、今年の日蝕の時間帯は、午の剋虧初め、未の剋末(本カ)に復す、とあつたのである。「日蝕、未剋正現」(『御堂関白記』長和元年八月一日の条)

(42) 彼の日は臨時の奉幣の日なり=左中弁が持参した大祓使発遣の日時の勘文にある八月八日は、祈雨の為に設けられた臨時の奉幣の日に当つている、の意。

(43) 十一日は考定政有るか=「考定・定考(こうじょう)」(「上皇(じょうこう)」と音の通じるのを避けるため、「定考」と書いて転倒して読むのを慣例とする)平安時代、朝廷で毎年八月十一日に、六位以下の官吏の勤務成績によつて加階昇任を定めたこと。また、その儀式。

(44) 勘申して云ふ=安倍吉平が、である。

(45) 奉幣儲けの日=八月八日の祈雨の為の臨時の奉幣の予備の日。これを、「大日本古記録」は、「家奉幣儲日」と作るが、「家奉幣儲日」と「家」を不審とする『史料大成』に従つて、仮にこれを除いてみた。

(46) 式の如くば、上旬發遣すといへり=「式」は次の七日の条に見える「神祇式」。

(47) 行事を延ばし=「行事」は、八月八日にすべき大祓使発遣の儀式。これを臨時の儀(祈雨奉幣の儀)の為、十一日に延期するのである。

(48) 今年の下旬の大祓(重置するに似るべきか)大嘗会関連の行事が冷泉上皇の崩御(この前年の寛弘八年(一一〇一)十月二十四日没)の為、去年、その執行が中途になつて、そのため今年執行する行事が去年のに重なることになつた。この件について道長の耳に入れておくよう、実資は朝經に内示するのである。

(49) 其の文=八月下旬大祓の太政官符草案の文

(50) 更めて備後国並びに大神宮等を祓へしめんが為=こゝに、祓へをする國として「備後国」が見えるのは不審。平安時代大嘗祭斎行表に

依つて、醍醐天皇以降の悠紀国・主基国をみると、悠紀国は一貫して「近江国」となつており、主基国は、冷泉天皇の時の播磨国を除いて他はすべて、丹波国（十五回）と備中国（九回）とである。なお、三条天皇の時の主基国は丹波国ゆえ、こゝに「備後国」とあるのはやはり不審である。

(51) 駅鈴は一口（三剋）＝「駅鈴（えきれい）」は、古代、駕使（えきし）に国家が給付した鈴。鈴には使者の位階によって定められた刻み目（割注の「三剋」（みつのきざみか）がこれに当たるか）がついており、それによつて供給される駕馬の数が規定されていた。駕使はこの鈴を鳴らして旅行した。この駕使は、大祓の使に隨行したものか。

(52) 儀式＝ぎしき。貞觀の「儀式」
(53) 今夜中宮初めて上の直廬に渡ると云々＝「參大内・皇太后宮、中宮（姫子）初上々宿所、時亥」（『御堂関白記』長和九年八月七日の条）。

(54) 印を用ふべし＝「可用印」。こゝを「史料大成」は、「可用官」と作り、「今按、用官下恐有誤脱」と注する。

(55) 其の处分に隨ふべきのみ＝こゝを「大日本古記録」は、「可隨其处分了」と作るが、「可隨其处分了」と作り、「今按、了恐耳歟」と注する「史料大成」に従つた。

(56) 右大弁（藤原朝經）来るに、右中弁（大江）景理等来るに＝朝經は左中弁よりの昇任、雅通は大江匡衡卒去に依る後任、景理は藤原重尹の後任である。

(57) 安和の例＝安和二年（九六九）八月、円融天皇即位。翌天祐元年（九七〇）十一月大嘗会の例。

(58) 寛和二年（九八六年六月）一条天皇即位。同年十一月大嘗会の例。

(59) 寛平九年（八九七年七月）醍醐天皇即位。同年十一月大嘗会の例。

(60) 仁和四年（八八八年）前年の仁和三年八月宇多天皇即位。この年十

一月大嘗会の例。

(61) 尋ね勘へしむべきの由を仰す＝更に広く大嘗会の行事の弁について、である。

(62) 然るべき事なり＝「但し左中弁経通（悠紀）」案内を知らざるかといへり」というふうに伝聞したことを実資は是認するのである。

(63) 御馬逗留の事＝甲斐國真衣野の牧から進貢する貢馬が東海道の途中で、その進貢の事を遅滞している、その事。

(64) 駅家の国供給を遞送せず＝駅家（うまや。中央政府と地方諸国の連絡の為、諸道に三〇里（現在の四里）ごとに置かれた設備）を持つている国が、馬に与える秣（まぐさ）や水を宿継（しゅくつき）で送ることをサボタージュしている、の意。

(65) 今日御馬左馬寮に牽かざるの解文＝御馬逗留の為に、である。

(66) 驚きを奏すべきの由＝「驚き」は、大嘗会の悠紀・主基の行事が左右に係わりなく決められてゆくということについて、であるか。

(67) 参議無しと雖も、主詞を以つて定め申す事、何事か有らんや＝参議の参入が無くとも、主が議定のことばを以つて（議定の結果を文章化することなく）、定め申すことに何の支障があろうか、の意。「主」は、道長をさすか。

(68) 件の仰せ詞彼是に告げ、文書等見下し了るに＝「件の仰せ詞」は、前条の「又三河国申す定め申さるべきなり」の道長の詞。「文書等」は、その前の条の「近江・阿波の国解並びに神祇官勘申の式文等」をさす。

(69) 町満の田＝『史料大成』は「町満」を不審としている。

(70) 国司一人其の事を専らにすべからず＝近江の国司一人でもつて、其の事を専断すべきではない、の意。「其の事」とは、悠紀田に赴いて稲穂を抜き取ること（拔穂の儀）、また悠紀田に臨んで八神を祭る座を造るなどの事。「八神」は、天皇の身を守護するため、古くは八神殿に祭られた八柱の神のこと。神皇產靈（かみむすひ）・高皇產靈（たかみむすひ）などの八神（はっしん）をいう。

(71) 拔穂使数日経廻る事||近江の国に赴いた拔穂使は、稻実公（いなみのきみ）か。拔穂使が抜き取った稻を九月下旬数千の籠に納め、これに木綿鬘をつけ、行列を仕立て、京都の北野の斎場に運び、こゝで白酒、黒酒をはじめ御贊を調備する（また歌男歌女（大極殿前庭竜尾壇下に設けられた大嘗宮の内に悠紀の国司に率いられて参入し、悠紀の国風を奏した）の適格者を求めて近江の国内を時間をかけて巡回するのであるか。後の条の「経廻る煩ひ」の「経廻る」は、悠紀田に適わしい田を求めて巡回するのであるか。

(72) 彼の所||近江の国司が悠紀田として推挙する田。

(73) 仰せ下さるべきか||朝廷から近江の国に、である。

(74) 去年の汚穢に触る物||「汚穢（をわい）」は、けがれ、よごれていること。冷泉上皇（六十二歳没）の崩御（この前年の寛弘八年（一〇一一）十月二十四日没）に因つてである。

(75) 此の一定||今回持たれているこの会議の決定。

(76) 後に云ふ||「彼は下官の申す所に同じ。俊賢卿また下官に同ず」とある、その直後に、実資は云うのである。

(77) 会議に及ぶべからず||「会議（せんぎ）」は、多人数で評議すること。衆議。会議するまでもない。案件の趣旨は、式に依つて行われるべきに決つてゐる、の意。「式」は律令の施行細則。諸官庁の事務執行について細かく規定したもの。

(78) 内文||ないぶん。ないもん。内印（天皇の御璽）を押した文書。うちぶみ。

(79) 今日の定めの事||前述の大嘗会の間の定めの事。近江国の大穂使を停めんことを請ふの事、又阿波國の荒妙の御服・三河國の神服を重ねて織り進むべからずと申すの事、これらに係わる評議決定の事。

(80) 国解等の文||前述の近江・阿波の国解。
大祓||大祓使。後の「覽笞（らんばこ）」は、「ごらんばこ」（御覽箱）の略。宣旨などを納める箱。藤葛で編み、蓋のあるもの。

(82) 実国官符を進む||頭中将から下賜されていた大祓使の官符を外記の実国が大嘗会検校（けんぎょう）の実資に奉るのである。

(83) 信乃||信濃国司。

(84) 一日の除目||前述の長和元年、八月十一日の小除目。この日実資は除目の場に出ておらず、この日の「奇怪の事」を、道長から聞き書きしているのである。但し、この日の除目について、実資の問い合わせた懐平の返報に依れば、「奇怪の事」に係わった右府顕光もこの日は欠席をしている。懐平の返報に錯誤があつたか。

(85) 兵部卿（藤原忠輔）云ふ、
「用意すべし」忠輔は、顕光からは甥に当たる、子の相任の任官の事を顕光に依頼していたか。

(86) 右宰相中将（藤原兼隆）を以つて云はしむる事有り||忠輔は、子の相任の任官の事について道長に近い兼隆に、道長への推薦方を依頼していたのである。

(87) 件の中納言を以つて、便ち（藤原）教通を奏任すべしと云々||忠輔は、自分が辞任する中納言の職を道長の子教通に、といふのである。「奏任（そうにん）」とは、補任者を太政官が天皇に奏上して任命することをいう。

(88) 答へ了んぬ||道長は兼隆を通して忠輔に答えるのである。

(89) 責めて相争ふ由||こゝで実資への道長の言葉は地の文に移行している。

(90) 頗る鬱々の氣有り||実資は、道長の女威子が尚侍に任することに肯んじ難いものがあるか。

(91) 年の預り||年のあずかり。その年の諸事を担当する者。

(92) 次第に依り中宮の宮主為政を使はすべし||「次第」は序列の意で、この場合は、任官の序列をいうか。或は拔穂使は身分の下位の者を遣わしたか。「宮主（みやじ）」は、神祇官の卜部二〇人の中から補せられ、宮中の神事を司る者。天皇の神事を司る内の宮主、東宮の神事を司る東宮の宮主、中宮の神事を司る中宮の宮主などがあり、後には

斎院司にも置かれた。

(93) 宮主次第に依るべからざるか॥会議の決定を覆す道長の恣意的な判断を実質は否定するのである。

(94) 其の趣き此の如し॥「此の如し」は「大嘗会の事、～彼の前例や如何」の書の内容を指している。

(95) 若しこれ潔斎の甚しきか॥「若し」は、軽く添えた語か。

(96) 鬱々このような自明の案件に係わることのうつとうしさである。

次条の「亞将」は、左宰相中将経房。

(97) 酬し申す所なり॥悠紀・主基の遙授の官の吉に就く（吉服を着るべきや否やについて「諸人」（経房や教通・資平等）の意見が統一せず鬱々煩悶している所である、の意。次条の「執り申し」は、「諸人」の意見を、道長に申し上げる、の意。更に次条の「三品の亞将」は、左三位中将藤原教通。

(98) 大嘗会の年御燈を奉らざるの事、～斎王伊勢に参るの年の事と有り〇後の条に「件の記寛弘八年の暦に注す」とある通り、「御燈せざるの事」云々の事は、寛弘八年九月一日の記事に見える。

(99) 四五年を経るもこれを奉らずと見ゆ॥この条の文意不審。

(1) 作物所〇つくもどころ。天皇家の家政機関の一つ。内裏の南西隅、進物所の西に在つて、工作場と事務所の二棟に分かれ。天皇家の私的な需要に応じて内匠寮の雜工が、調度類の製造・彫刻・鍛冶などに従つた。藏人の指揮下にあり、別当（これは多く藏人頭が兼ねた）預などの職員があつた。

(2) 前栽を掘り॥「前栽（せんざい）」は、三日後に迫つた重陽の節会の為に枇杷殿の庭前に植え込むための菊などの草木であるか。
(3) 時に違ふべからざるに依り、指意し回きか॥時の権勢家である道長の命せに違うことは出来ないゆえに、資平は己の思惑を通すことは難しかつたのであろう、の意。「指意」は「旨意」（主旨・意図・考えなど）に同じ。「回」は、指事。可の字を反対にして不可の意を示す。

かた（難）い。むずかしい。できない、の意。

(4) 印鑑を三綱に預け॥「印鑑（いんいつ）」は、公的な印と藏のかぎ。「三綱（さんごう）」は、寺院中の僧侶を統率し、寺務を司る三人の役僧。上座・寺主・都維那。

(5) 後日史（直）是氏事の次いで申して云ふ॥今日九日の重陽の節会（これは、天皇は冷泉上皇の涼闇の為、儀式に出御なく、ために床に畳・敷物を敷いて着座する平座の形式で行われている。又、涼闇のなかでの行事ゆえ、内々に行われたため、見參を奏することもなく、着座する公卿も四人に過ぎなかつた）の事を「後日」の聞き書きとして日記している。『小右記』は日並記（日次記）ではなかつたことの証左となろうか。

(6) 参内すリ陣申文である。陣申文は、陣座で取り扱われた諸司や諸国・諸人からの申請文書を指すと同時に、それらを処理する政務執行の形式をいう。陣座に着いた上卿が弁官の準備した申文を検討して上奏の要否を判断して、そのまま宣下して差し支えないものは大弁に加署させて官符を作成、処理しきれない案件は陣定に付されたものと思われる。後の条に、その左大弁が既に内に祇候しているのに、右大弁の朝經が参内したのは、吉日に依る初候かとある。朝經は、八月十一日の除目で右大弁に任官し、今日は吉日に当つてのその初出勤である（長和元年八月十二日の条を参照）。

(7) 奏し了らば必ず黄昏に臨まんか॥太政官奏を執り行つては時間が経過して夕刻になるのは必至であろう。それでは、朝經が右大弁任官の為の輩下への供應の時間がとれなくなる。ゆえに太政官奏は後日に延期しよう、の意。朝經は、閔白兼通の孫。右大弁の後、藏人頭を経て、長和四年（一一一五）参議。正三位權中納言まで進み、道長の没（万寿四年（一一二七）十二月）後二年後の長元二年（一一二九）に薨去。

『御堂御記』によく登場するが、有能な官吏であると共に、道長に私

的にも接近している。右に見えるような朝経に対する道長の私的ともみえる配慮は、そういう両者のプライベートな親近感が背景にあったか。それにしても「饅を賜ふ」の「賜ふ」は、右大弁に対する敬意表現としては重すぎないか。

(8) ト串の事を問ふに「ト串（ぼくせん）」は、占（伊勢使の出立の日時などを占したものか）を記した紙をはさんである（後の条に、これを道長が「開きて見給ふ」とある）くしで、杖などより短かいものか。

(9) 今日左府に覽じんぬ後の一日の条に、「外記実国吉服を着て、ト串を左府に持參す。而るを相府服衣を着乍ら開きて見給ふ」とある。衣服（ぶくえ。喪服）を着たま、のト串の被見は、然らざる例であり、涼闇の喪に服する時に許されることである。けれども、その被見の所作を道長は誤っている。

(10) 明日早に参るべきの由を仰せしむ明日の伊勢使の事を行う為に、である。

(11) 主基の行事所に参るの間正遠が丹波掾（たんばのじょう。じょうは三等官）に任じられた丹波国は主基国である。前条の『任料（にんりょう）』は、官職や莊官職などに任じられた時に、官や領家に納入する金銭。買官の料。

(12) 馬より引き落しまさに籠めんとす。右府（藤原顯光）調凌の由申し送るにこを『大日本古記録』は、「引落自馬将籠右府、調凌之由申送」と作るが、「引落自馬将籠、右府調凌之由申送」と訓む『史料大成』に従つた。顯光の正遠を調凌（ちょうりょう。嘲り、からかい、侮る、の意）の事実は、その場を目撃した者が、実資の所に知らせて寄こしたのである。

(13) 行事の家司主基の行事の家司。

(14) 伴正遠召し籠めらるは、彼未だ任料を弁じ了らざるに依るなりとこゝを『大日本古記録』は、「伴正遠被召籠後、依未弁了任料也」と

作るが、「伴正遠被召籠、彼依未弁了任料也」とある『史料大成』に従つた。

(15) 但し正遠愁へ申す所有は正遠の訴えは、丹波掾の任料を納めようとしていたところを、任料未済として有賢に訴えられた、その無実の訴えに対する名誉毀損の如きものを申し出たのであるか。

(16) 在りと在る人々の裳如泥にこの「人々」は、『大日本古記録』『史料大成』ともに「在在人々」とある。これを「ところどころの人々」と訓んで、「國を挙げて此の嘗み有る」（前条）近江国の国民（くにたみ）と取ることも出来るが、今は「在りと在る人々」と訓んで、左相府の供の卿相の人々とみる。「如泥（じよでい）」は、ぐちゃぐちゃになる、の意。

(17) 若し戒を受くるに依り或いは比叙明神のお叱りを受けるが故に、の意。

(18) 今日見て送らるるなり道長が、自分の命に依つて公任の抄出した大嘗会の事の記録を検分した上で、大嘗会の検校である実資の所に移送して来たのである。「るる」は、道長に対する実資の敬意表現。

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第五編の（二）の続稿に当たるもので、『小右記』の長和元年（一〇一二）七・八・九月、それは記者小野宮右大臣藤原実資の五十六歳の秋に相当する、その三箇月の間の日記の訓読である。

前稿の長和元年六月の初めに始まつて、その月一杯に頻出していた道長の病惱の記事は、七月に入つては五・八・十三日などに

「邪氣を調伏の声」を聞くといふ程の散見記事となり、八・九月になるとその記事も殆んど無くなつて来る。前稿にあつた、その道長の病を喜悦の卿相五人の中、実資は最も凶悪と云われた風評

(六月二十・二十九日の条)に対し、道長本人は肯じてはない(七月二十一日の条)。実資の去就について道長の判断は大方に於いて適正であつたようである。

道長病惱の散見記事と並んで、或いはそれと入れ替るようにして、今度は三条天皇の惱御の事が七月から八月にかけてかなりの頻度で記されて来る。その御病惱は、道長の場合と同じく、瘧の病のようでありまた御邪氣の疑ひもあり、甚だ悩み苦しませ給ひ、御膳一切聞こしめさずとある(七月十七・二十・二十一日、八月十四日の条)。

ただ、その天皇の御病惱の御加持に参会する卿相は早々に退出し、また、父帝の御見舞に参内した敦明親王の内よりの退出に際して祇候する者は、道綱・隆家・通任、その他には僅かに祇候の君達の侍臣や侍のみという、皆、道長の権勢に阿るばかりといふ嘆かわしい状況がそこにはあつた(七月二十四・八月七日の条)。「君弱く臣強きの間、朝威無きに似る。歎息々々」と実資はこの事態を慨嘆している(八月七日の条)。

なお本稿は、『紀要・第三十四号』に発表の『小右記訓読稿第

五編(二二)』——長和元年五・六月の一箇月間の日記の訓読——に継続するものである。前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

(二〇〇〇・十一・三十)